

内部統制システムに関する基本方針および当該体制の運用状況の概要

(2023年3月31日時点)

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 基本方針

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを拠り所として内部統制の整備・構築に取り組みます。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、「株主総会」「取締役会」「グループ経営会議」など取締役が出席する重要な会議体の議事録あるいは取締役が決裁する稟議書などの書類について、「文書・記録管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、各所管部門の責任の下に保存・管理します。

また、取締役および監査役は、必要に応じ「文書・記録管理規程」に基づき保存・管理する文書または電磁的媒体を閲覧することができるものとします。

情報管理に関し継続的に検討、再構築を行うため、「情報セキュリティ部会」を設置します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの事業に関するリスクを管理するため、以下の体制を整備します。

- ・「グループリスク・コンプライアンス委員会」、「サステナビリティ委員会」および「グループ経営会議」がそれぞれ当社グループの事業に関するリスクを管理し、グループのリスク分析とその対応策について当社取締役会に報告します。
- ・取引先に対しては、当社の方針・ガイドラインの遵守を要請したうえで、取引を実施することでリスクを管理します。
- ・当社グループを適用対象とする「危機管理規程」を制定し、突発的に生じたリスクについ

ては、当該規程に基づき定められた総括責任者である当社代表取締役社長執行役員および担当役員が、すみやかに対応責任者を決め対策委員会を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。

- ・内部監査室の監査業務についてもリスクマネジメントの考え方を基礎とすることによって、リスクの発見または予見時の是正体制をより強固なものとし、リスク管理のあり方をより統合的なものとします。

④ 当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会を定期的開催し、活発な意見交換および迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図っております。

また、各機関の権限分配・意思決定および各部門の具体的業務については、「取締役会規程」「職務権限規程」「決裁基準規程」「業務分掌規程」および「関係会社管理規程」に従い、効率性を確保します。

さらに、IT環境の整備を強化し、職務執行における効率向上を推進します。

⑤ 当社グループの取締役等・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守を徹底するため、次のとおり、当社グループのコンプライアンス体制の整備に取り組みます。

- ・組織横断的なコンプライアンス体制を構築するため、「グループリスク・コンプライアンス委員会」を設置、運営します。
- ・子会社の要職には、原則として、当社の役員等が就任し、子会社の業務の適切性を監視できる体制を整備します。
- ・当社グループの取締役および使用人の全員を名宛人として「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行します。
- ・「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」の周知を目的として、当社グループのすべての取締役および使用人を対象としたコンプライアンスの啓発活動を行います。
- ・法令および当社グループにおける諸規程に反する行為などを早期に発見し是正することを目的として「コンプライアンスヘルプライン制度」を設置、運用します。

- ・投資家からの信頼や情報開示の透明性・公共性の促進を図るため、「ディスクロージャーポリシー」を定め、これに従った適切な情報開示を行います。

⑥ 当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制その他の業務の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正性を確保するために、以下のルール、体制を整備し、運用します。

- ・「決裁基準規程」を定め、重要事項については取締役会での承認又は報告を定めます。また、子会社の重要事項については、「決裁基準規程」において当社の承認または当社への報告を定めます。
- ・「グループリスク・コンプライアンス委員会」、「サステナビリティ委員会」および「グループ経営会議」が当社グループのリスクを管理し、当社取締役会に報告することで当社グループの業務の適正性を確保するための体制を保持します。
- ・内部監査室が、当社グループの内部監査を実施します。

⑦ 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとします。

監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有するものとします。

また、当該使用人の人事評価は監査役が行い、処遇、人事異動、懲戒処分等については監査役の同意を得て、それらの事項を決定することとします。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

【当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制】

- ・すべての取締役および使用人は、当社もしくは子会社各社に著しい損害を及ぼす事実やその恐れが発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続きなどに関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行います。
- ・内部監査室による当社および子会社に対する内部監査の情報が適切に監査役と共有される

体制を整備します。

- ・ 監査役がグループ経営会議等に出席し、重要な情報について適時報告を受けられる体制を保持します。
- ・ 「コンプライアンスヘルプライン制度」を設置することにより、グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかる情報は監査役も直接確認できる体制になっております。

【報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制】

- ・ 「ファンケルグループ・ヘルプライン運用規程」により、公益通報者保護法の主旨に沿った体制を整備し、当該規程に基づく報告者その他当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱を受けないことを明確化します。

⑨ 当社の監査役の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役の職務の遂行によって生じる費用および債務ならびにそれらの処理については、当該費用が当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に行うことができる体制を整備します。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査に加え、「内部監査規程」に基づいた内部監査室による監査を、連動・協力して実施するものとし、監査の結果および改善勧告に基づく改善状況の結果について監査役への報告を行うべきことを明確化します。

[財務報告の信頼性を確保するための体制]

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」に基づき、「全社的な内部統制」の整備および運用状況の評価・改善を実施するとともに、当社の重要な事業拠点を選定し、業務プロセスおよびIT全般統制の整備・運用状況の評価・改善を実施し、グループとして財務報告の信頼性の確保に努めます。

また、子会社においては、当社の内部監査室および子会社を管理する各機能部門が監査、訪問することにより必要な是正を行うとともに、子会社においても内部統制の体制の整備に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その概要は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社は、創業理念、経営理念を根幹とし、経営層、役職者、階層別の研修にて理念の周知徹底を図っております。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が所管する「文書・記録管理規程」に基づき、各所管部門の責任の下、適切かつ確実に保存・管理しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「グループリスク・コンプライアンス委員会」、「サステナビリティ委員会」および「グループ経営会議」がそれぞれ当社グループの事業に係るリスクを管理し、グループのリスク分析とその対応策について取締役会に報告しております。

取引先に対しては、当社の方針・ガイドラインの遵守を要請しております。

突発的に生じたリスクについては、「危機管理規程」に則り、迅速に対応しております。

当社の内部監査は、内部監査室を設置し、監査計画に従い各部門の業務遂行状況を監査しております。監査の計画立案・実施・結果報告において、内部監査室は、代表取締役執行役員、監査対象部門の役員、監査役と連携を図っております。また、取締役会等に報告し、社外役員とも連携を図っております。

④ 当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、当事業年度中に17回開催し、取締役9名（社外取締役4名含む）と監査役5名（社外監査役3名含む）で構成され、代表取締役社長執行役員が議長を務める体制で行っております。子会社各社においても定例の取締役会を開催しております。

各議案についての審議、業務執行の状況等についての監査を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

- ⑤ 当社グループの取締役等・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行しております。

コンプライアンスに関する相談・通報体制については、法務を担当する部門の責任者を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めております。

また、研修会を継続的に実施し、取締役および使用人に対して、法令、規程等を遵守することの徹底を図っております。

- ⑥ 当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制その他の業務の適正性を確保するための体制

「グループリスク・コンプライアンス委員会」、「サステナビリティ委員会」および「グループ経営会議」が当社グループのリスクを管理し、対応策について当社取締役会に報告することで、業務の適正化を確保しております。

当社グループの重要案件の決定、重要な新規取引等については事前協議を十分に行い、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁基準規程」および「関係会社管理規程」に従い、適切に決裁されております。

- ⑦ 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役は、監査役会の運営事務を行うにあたり、補助すべき使用人を置き、当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき、職務執行しております。

- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役および使用人は、監査役の出席する取締役会その他重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。
また、法令等の違反行為や当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行っております。
当社の「コンプライアンスヘルプライン制度」の担当部署は、内部通報状況について、当社監査役に対して報告を行っております。
- ⑨ 当社の監査役職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
監査役職務の遂行によって生じる費用および債務、ならびにそれらの処理については、制限することなく円滑に行っております。
- ⑩ その他当社の監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査室による監査での監査状況および改善状況を共有し、監査役が実施する監査を実効的に確保しております。

[財務報告の信頼性を確保するための体制]

財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、業務プロセスおよびIT全般統制の整備・運用状況の評価・改善を実施し、グループとして財務報告の信頼性の確保に努めております。

また、子会社においては、当社の内部監査室および子会社を管理する各機能部門が定期的に監査、訪問し、子会社においても内部統制の体制の整備に努めております。